

昭和六十年四月二十三日受領  
答弁 第二一五号

内閣衆質一〇二第二五号

昭和六十年四月二十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田道太殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出米兵等による日本人殺害事件などの不法行為と在日米軍地位協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出米兵等による日本人殺害事件などの不法行為と在日米軍地位協定に関する質問に対する答弁書

一について

1 本件は、昭和六十年一月十六日発生したものであるが、同年二月二十二日、住居侵入・強盗殺人罪で米海兵隊員ケルベン・L・ルイスを起訴した。事件発生から起訴まで三十八日間を経過しているのは、その間、所要の捜査なканずく物的証拠に関する鑑定に若干の期間を要したことによる。

2 御指摘の日米合同委員会合意は、日米両国の法律執行員が犯罪の現場にある場合に関するものであり、本件の場合には該当しない。

本件において米側が被疑者の身柄を拘禁することとしたのは、日米地位協定第十七条5(c)

に基づくものである。

3 御指摘の総理府令に基づく調査は、防衛施設局長が合衆国軍隊等の行為等による事故の発生を知ったときに被害者又はその遺族に対する適正な賠償等を行うため必要な範囲において、関係機関及び関係者からの事情聴取、被害状況の調査、現場確認等を行うものである。本件についても、これらの調査を行っている。

二について

御指摘の日米合同委員会合意は、裁判権が競合する場合にその合理的調整を図るものとして、昭和二十八年の日米合同委員会において合意され（昭和三十六年に一部改正）、現在に至っているものであるが、我が国の捜査に支障を来すものではなく、また、我が国が第一次裁判権を行使するか否かの判断をするに当たって制約となるものではない。

三について

1  
(一) 及び (二) いわゆる公務外の事故に係る補償請求の審査及び補償金の査定は、いわゆる公務

上の事故に係る賠償請求の場合と同様に行っている。

また、一についての3の総理府令に基づく調査を行った事故については、被害者又はその遺族に対して補償請求手続についての説明を行っている。

(三) 公務上の事故に係る損害賠償については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法（昭和二十七年法律第二十一号）第一条及び第二条の規定に基づき国がその損害を賠償する責めに任ずることとなるので、その請求権の消滅時効については、国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第四条により民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条の規定が適用される。

また、公務外の事故で日米地位協定第十八条6の規定に基づき合衆国の当局に対して補

償を求めることが出来る期限については、合衆国法典第十編第二千七百三十四条(b)(1)の規定が適用される。

沖縄の復帰後発生した公務外の事故で防衛施設局長が一についての3の総理府令に基づく調査を行ったものについては、右の期限が過ぎたことを理由として補償がされなかつた事例はない。

(四) 個人のプライバシーにかかわることにならざるを得ないので、公表することはできない。

2 御指摘の示談書における日本政府を免責する旨の記述は、公務外の事故についての賠償責任が本来日本政府にはないことを確認するためのものであると承知している。

また、沖縄の復帰後発生した公務外の事故につき合衆国の当局が申し出た金額を不満として示談が成立せず、請求者が受領しなかつた事例はない。

四について

別表に掲げるとおりである。

右答弁する。

51	52	53	54	55	56	57	58	59
2,091	2,206	1,978	2,106	2,063	2,373	2,268	2,206	1,674
1,090	1,191	951	1,054	1,072	1,402	1,405	1,407	1,153
1,814	1,926	1,707	1,763	1,822	2,075	1,936	1,866	1,459
138	151	134	258	146	207	259	298	198
114	116	74	53	58	36	71	29	18

年12月31日までの人員を計上した。  
直受)人員である。  
人員である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59
97	288	412	119	261	307	171	176	58
31	73	32	50	33	20	50	41	155

した。 (単位：百万円)  
和47年4月1日から同年5月14日までに支払ったものを含む。  
地位協定第18条5により処理された事故に係る死亡者数は31人、賠償金  
た事故に係る死亡者数は32人、慰謝料の額は263百万円である。ただし、

別表1 (四の1の(一)関係)

事 項		年				
		47	48	49	50	
受 理 人 員		2,414	2,799	2,322	2,267	
起 訴 人 員		885	1,265	1,035	1,049	
起訴中 ・ 不起訴の人	日本側に第一次裁判権がある場合	1,968	2,478	1,961	2,009	
	日本側に第一次裁判権が ない場合	公務中	217	237	158	142
		その他	117	78	136	129

- (注) 1 昭和47年については、沖縄県に限り同年5月15日から同  
 2 受理人員は、通常受理(司法警察員から送致、検察官認知・  
 3 その他の人員は、日米地位協定第17条3(a)(i)に該当する

別表2 (四の1の(二)関係)

事 項	会 計 年 度			
	47	48	49	50
日米地位協定第18条5により処理された事故に係る賠償金の額	95	115	132	109
日米地位協定第18条6により処理された事故に係る慰謝料の額	35	54	59	56

- (注) 1 昭和59年度については、昭和59年12月31日現在で計上  
 2 昭和47年度には、沖縄県以外については沖縄復帰前の昭  
 3 沖縄復帰以後昭和59年12月31日までの間における日米の額は627百万円であり、同協定第18条6により処理され沖縄県以外については、上記2に同じ。



51	52	53	54	55	56	57	58	59
4	7	3	3	2	2	2	0	3
27	35	15	33	12	15	8	10	8
11	6	7	1	6	0	1	3	4
93	87	68	50	48	67	79	44	21
226	220	163	141	110	152	161	140	139
888	1,086	876	1,012	960	1,302	1,405	1,491	1,163

年12月31日までの人員を計上した。

定刑に軽重がある場合は、最も重い罪名を計上した。

51	52	53	54	55	56	57	58	59
1,276	1,463	1,174	1,424	1,440	1,701	1,602	1,684	1,249
757	862	649	786	812	1,066	1,043	1,109	898
1,066	1,264	958	1,108	1,239	1,423	1,302	1,372	1,051
99	102	91	204	115	192	234	283	175
91	101	65	81	56	32	67	26	15

までの人員を計上した。

知・直受)人員である。

人員である。

別表3 (四の1の(三)関係)

罪名		年			
		47	48	49	50
殺	人	3	2	4	0
強	盗	14	18	49	35
強	姦	7	14	8	6
傷	害	123	108	112	69
業務上過失致死傷		536	539	337	274
道交法違反		812	891	709	767

- (注) 1 本表には受理人員(通常受理人員)を計上した。  
 2 昭和47年については、沖縄県に限り同年5月15日から同  
 3 罪名欄中、殺人は刑法第2編第26章に掲げる罪をいう。  
 4 同一人について受理する罪名が数個あり、それらの罪の法  
 5 受理罪名における公務中・公務外別の調査資料なし。

別表4 (四の2の(一)関係)

事項		年				
		47	48	49	50	
受理人員		1,075	1,523	1,242	1,211	
起訴人員		386	757	608	711	
起訴中・不起訴の人	日本側に第一次裁判権がある場合	829	1,343	1,001	1,069	
	日本側に第一次裁判権がない場合	公務中	48	131	72	61
		その他	105	67	121	118

- (注) 1 昭和47年については、同年5月15日から同年12月31日  
 2 受理人員は、通常受理(司法警察員からの送致、検察官認  
 3 その他の人員は、日米地位協定第17条3(a)(i)に該当する

51	52	53	54	55	56	57	58	59
44	44	79	50	57	86	80	70	22
21	58	23	30	14	9	8	12	115

(単位：百万円)

した。

地位協定第18条5により処理された事故に係る死亡者数は13人、賠償金た事故に係る死亡者数は19人、慰謝料の額は198百万円である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59
1	3	1	0	1	1	2	0	2
25	32	9	27	8	10	7	9	3
8	2	4	1	2	0	1	1	2
67	59	52	35	35	41	56	19	18
65	65	46	37	31	42	52	27	33
716	849	687	903	793	1,119	1,162	1,319	1,023

までの人員を計上した。

定刑に軽重がある場合は、最も重い罪名を計上した。

別表5 (四の2の(二)関係)

事 項	会計年度			
	47	48	49	50
日米地位協定第18条5により処理された事故に係る賠償金の額	17	50	53	71
日米地位協定第18条6により処理された事故に係る慰謝料の額	2	23	21	38

- (注) 1 昭和59年度については、昭和59年12月31日現在で計上  
 2 沖縄復帰以後昭和59年12月31日までの間における日米の額は170百万円であり、同協定第18条6により処理され

別表6 (四の2の(三)関係)

罪 名	年	47	48	49	50
		殺 人	3	2	3
強 盗		14	17	43	30
強 姦		2	10	6	4
傷 害		58	65	74	45
業 務 上 過 失 致 死 傷		173	213	133	92
道 交 法 違 反		351	512	420	543

- (注) 1 本表には受理人員(通常受理人員)を計上した。  
 2 昭和47年については、同年5月15日から同年12月31日  
 3 罪名欄中、殺人は刑法第2編第26章に掲げる罪をいう。  
 4 同一人について受理する罪名が数個あり、それらの罪の法  
 5 受理罪名における公務中・公務外別の調査資料なし。